

第2部 ドメイン名の管理と活用に関する世界的な動
向および各国における動向調査

1 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

1 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

1-1 スポンサー付きトップレベルドメイン（sTLD）の導入の状況

スポンサー付き gTLD（sTLD）の導入は 2002 年 12 月の ICANN アムステルダム会議で承認され、導入プロセスが開始された。その後、選定のための基準策定、申請に関する詳細事項の作成、提案依頼書の作成等の作業を経て、2003 年 12 月に募集が開始された。

この募集に対して 10 組織が応募を行い、順次 ICANN による評価選定作業が進められている。2009 年 2 月末現在、ICANN との交渉が継続しているのは .post に関するもののみであり、他 TLD については選定・評価が済んでいる。以下に申請された sTLD との選定・評価状況を示す。

選定・評価状況	申請 TLD	申請組織	用途
最終承認済み	.asia	DotAsia Organization Limited	アジア太平洋地域の企業、個人、団体専用
	.cat	Associacio puntCAT	カタロニア地域の言語、文化コミュニティ用
	.jobs	Employ Media LLC	人事管理業務関係者用
	.mobi	Nokia/Vodafone/Microsoft	モバイル機器、サービス用等
	.tel	TELNIC	個人または企業の連絡先表示、ナビゲーション用
	.travel	Tralliance Corporation	旅行関連業界用
業務・技術面での交渉段階	.post	Universal Postal Union (UPU)	郵便事業関係者用
却下	.tel	NetNumber, Inc,	IP ベースの電話番号用
	.mail	The Anti-spam Community Registry	スパムフリー電子メールの送信者用
	.xxx	ICM Registry, LLC (ICM)	アダルトサイト用

次々に新しいスポンサー付き gTLD の導入が決定された 2005 年とは異なり、2006 年はそれほど大きな動きはなかった。しかしながら、2007 年に入り、3 月のリスボン会議で 3 年にわたって交渉が続けられ、またアダルトコンテンツを対象とする点で注目を集めていた .xxx の申請が却下されたことは、コミュニティにインパクトを与えた。以下では、申請 TLD 毎に 2009 年 2 月までの動きを概観する。

- .asia

2005年12月のICANNバンクーバー会議において、業務面・技術面の交渉段階へ入ることがICANN理事会によって承認された後、契約書内容の交渉を経て、2006年10月18日のICANN理事会において本申請が最終承認された。その後ICANNサンパウロ会議期間中の2006年12月6日に正式契約が締結され、2007年5月に本sTLDがルートゾーンに追加され、運用が開始された。

登録スケジュールについては、2007年10月9日からの段階的な優先登録期間（政府向け、登録済み商標権者向け、企業名や事業名の権利保持者向け）を設けただけでなく、ドメイン名の活用案募集に対する優れた提案者には、対象ドメイン名を優先的に登録できる権利を付与するAsia Pioneer Domains Program¹や、登録意欲の一番高い者に登録してもらうためのオークションの実施など、新たな取り組みへの挑戦も行われた。2008年2月20日から2008年3月12日の間は、期間内に行われた申請を全て同一のタイミングで行われたものとみなすランドラッシュ（同時登録）の期間を設定し、ランドラッシュの間に同一の文字列に対して2つ以上の申請があった場合には、オークションが実施され、最高額を提示した申請者が申請した文字列を登録する権利を得ることとした。ランドラッシュを経て、2008年3月26日からは、先願登録の申請を受け付けるゴーライブが開始した。

- .cat

.catの申請は2005年9月にICANN理事会によって最終承認された。その後2005年10月にICANNと申請者との間で正式契約を締結し、2005年12月に本sTLDがルートゾーンに追加され、運用が開始された。2006年4月23日からは一般登録が開始され、現在に至っている。

- .jobs

.jobsの本申請は2005年4月のICANNマルデルプラタ会議でのICANN理事会で最終承認された。2005年5月にはICANNと申請者との間で正式契約を締結し、2005年9月には本sTLDがルートゾーンに追加され、運用が開始された。2005年9月9日から一般登録が開始され、現在に至っている。

¹ <http://pioneer.domains.asia/>

- .mobi

.mobiの申請は2005年6月のICANN理事会によって最終承認を受けた。2005年7月にはICANNと申請者との間で正式契約を締結し、2005年10月には本sTLDがルートゾーンに追加され、運用が開始された。2006年9月26日から一般登録が開始され、現在に至っている。

- .travel

.travelの申請は2005年4月のICANN マルデルプラタ会議でのICANN理事会において最終承認を受けた。その後2005年7月には正式契約が締結され、同月に本sTLDがルートゾーンに追加され、運用が開始された。2006年1月2日からは一般登録が開始され、現在に至っている。

- .tel (TELNIC)

TELNICによる.telの申請は、2005年6月のICANN理事会において業務面・技術面の交渉段階へ入ることが承認された後、契約書内容の交渉を経て、2006年5月10日のICANN理事会において最終承認された。その後2006年5月30日に正式契約を締結し、2007年3月に本sTLDがルートゾーンに追加され、運用が開始された。2008年12月3日から2009年2月2日までの間は登録済み商標権者向けの優先登録期間、2009年2月3日から2009年3月23日までの間は優先登録期間中に登録できなかった者がプレミアム価格で先願登録申請を行うことができるランドラッシュの期間を設けており、一般の先願登録申請の受付は2009年3月24日より開始した。

- .post

.postの申請は2004年7月に業務面・技術面の交渉段階へ入ることが承認されており、2007年1月4日には、2007年6月30日までに交渉を完了することを目標に作業を進めているとICANNよりアナウンス²されたが、現在まで交渉はまとまっていない。2007年9月6日には、UPUからの書簡が掲示³され、そこにはUPUのビジネスモデルや希望する契約上の取り決め等が記されており、2007年10月6日まで意見募集も行われた。2008年1月23日の理事会議事録において、ICANNとUPUとの交渉は継続しており、ニューデリー会議に

² <http://www.icann.org/announcements/announcement-04jan07.htm>

³ <http://www.icann.org/announcements/announcement-2-06sep07.htm>

て理事会に対し更なる情報を寄せると記されているが、ニューデリー会議にて公開で行われた理事会においてUPUとの交渉に関する報告は行われなかった。その後、2008年7月31日の理事会において、UPUとの交渉に関する進捗がICANNスタッフより報告された。UPUとの交渉は継続して行っており、UPUが政府間組織(IGO)であるがゆえに、ICANNのコンセンサスポリシーに従う必要があるという要件が、交渉における重要な問題となっているということであった。その理由として、UPUは、UPUの法令や規則に反することになる可能性もあるコンセンサスポリシーに従うことに対して、事前に同意する権限を加盟国から与えられておらず、UPUが加盟国に対してコンセンサスポリシーを従わせる力は限られているため、ということが説明されている。この場では、引き続き前向きに交渉を続けていくことが伝えられた。2008年12月11日の理事会のアジェンダには、.postの契約交渉の進捗状況について報告する項目が記されていたが、実際の議事では行われなかった模様であり、議事録には記されていない。2009年2月末時点において、交渉の進捗は把握できていないが、現在もICANNとUPUとの交渉が継続しているものと推測される。

● .xxx

.xxxの申請は、ICMから2004年3月に提出されたが、アダルトコンテンツを対象としたsTLD申請のため、各方面から承認に慎重論が出て作業が遅れ、2005年6月のICANN理事会でようやく業務面・技術面の交渉段階へ入ることが承認された。

2005年8月9日に最初の契約書案が公開されると、すぐさま2005年8月12日にはICANN政府諮問委員会(GAC)のチェアより、GACを代表して.xxxに対する懸念が寄せられた。また、懸念を示す多くのパブリックコメントも寄せられ、2005年9月15日の理事会では、法令順守に関する問題点などを理由に不承認とした。

その後の契約書内容の交渉を経て、修正契約書案が2006年4月18日に公開され、2006年5月10日のICANN理事会に提出された。しかし同理事会は、本契約案を再び不承認としている。この不承認に対して、ICMは2006年5月19日に再考を求める文書⁴を提出しているが、2006年10月29日にはその要求を取り下げている。

ICANNと申請者との間で再交渉に入り、修正契約案は2007年1月5日に再度パブリックコメントへ付され、3度目の審議に持ち込まれた。2007年3月9日まで行われたパブリックコメント期間では、かなりの数のコメントが寄せられた。ICANNのウェブサイトによれば、これまでに.xxxについて寄せられたコメントや文書類は9万件を超え、アーカイブを提供できないほどの数となっている。コメントは賛否両論を含んではいたが、アダルトコ

⁴ <http://www.icann.org/committees/reconsideration/icm-06-4/petition-20may06.pdf>

コンテンツは各国の法律により捉え方が異なるため、.xxxの導入に懸念を示すとするGACの公式声明に代表されるように、.xxxに寄せられたコメントは実質的には否定的な内容が多数であったと言える。このような状況下、2007年3月30日の理事会で修正契約案が審議された。審議の結果、申請内容がGACの懸念を払拭できるものとはなっておらず、またICANNが.xxxを承認するという事は、.xxxへの掲載に適するか否かといったコンテンツに関する判断を伴うことにもなり、ICANNが負っている技術的な役割を超える判断を伴うということを理由に、ICANN理事会は修正契約案のみならず、ICMによる申請そのものも却下することを決議した。

- .tel (NetNumber, Inc.)

NetNumber, Inc.による.telの申請は、2004年11月に評価基準に達しないとの判断がされ、却下となっている。

- .mail

.mailの申請は、2005年7月に評価基準に達しないとの判断がされ、却下となっている。

2003年12月に始まったsTLD募集のプロセスは、.postの申請1つを残すのみとなった。かつては、交渉期限が2007年6月30日に設定されたことによって、交渉が促されることが見込まれたが、その後の大きな進捗は見られず今後の見通しも不明瞭である。

2002年12月に始まったsTLD募集のプロセスは、開始から既に6年以上が経過しており、承認プロセスでは常に「進みが遅い」との批判がつきまとってきた。目下進行中の新gTLD導入プロセスでは、sTLD承認プロセスでの教訓を活かすことが期待されていたが、当初のスケジュールよりもポリシー実装に時間を要しており、やはり新TLDの導入は一筋縄ではいかないという感じが感じられる状況となっている。

1-2 新gTLDの導入に関する議論の動向

ICANN では 2003 年 12 月以降、順次スポンサ付き新 gTLD (sTLD) の導入が進んでいる。新しい gTLD を順次導入してその数を増やすことは、ICANN が設立された当初から ICANN に課せられた責務であり、そのプロセスの第一弾としてまず 2000 年 11 月に 7 つの新 gTLD (.info / .biz / .name / .pro / .aero / .coop / .museum) を導入することが決定された。当初はこれらの gTLD の導入状況を評価、検証して、その後続く gTLD をどのように導入していくかを検討していく予定であった。しかし、折しも ICANN 改革についての議論が沸騰していたこともあり、これら新 gTLD の評価が遅々として進まない状況となった。そこで 2002 年 11 月に、まずは規模が比較的程小さいと思われるスポンサ付き新 gTLD の導入を先に進めようという提案が当時の ICANN 事務総長であった Stuart Lynn 氏からなされ、2002 年 12 月の理事会でその進め方が承認されたのである。

このように、当初は新gTLDの導入を目指して始まった議論は、sTLDの導入に関する議論と、今後新たなgTLDをどのようなポリシーに基づいて選定、導入していくのかという議論とに分化した。前者に関しては「スポンサ付きトップレベルドメイン (sTLD) の導入の状況」において進捗を報告したので、そちらを参照されたい。後者の議論に関しては、2004 年 9 月 30 日に「戦略：新たな分野別トップレベルドメインの導入」という報告書が発表⁵され、ポリシー策定のための手順が提示された。それ以降、新gTLDの導入の手続き等に関する議論が深まり、2005 年には新gTLDに関する課題報告書の公開⁶、評価依頼事項の公開⁷と矢継ぎ早に新gTLD導入に関する議論が進み、2006 年 2 月にはICANNのGNSOから新gTLDの導入に関してそれまでの検討をまとめた初回レポート⁸が提出された。その後は、2006 年 2 月に初回レポートドラフト、2006 年 7 月に初回レポート、2006 年 9 月に勧告のドラフト、2007 年 2 月に勧告のドラフトを元にした最終レポートドラフトが提出されるにつれ、評価委任事項に沿った検討が深化し、新gTLD導入に関する条件が明確になっていった。続いて、GNSO評議会メンバーの議論等を反映させた最終レポートドラフトが 2007 年 3 月、2007 年 6 月と再度提出され、GNSO評議会におけるこれまでの議論の集大成として、2007 年 8 月に最終報告書が提出され、GNSOの勧告がまとめられた。その後、ICANN理事会はGNSOの勧告に対するの決議を 2 回見送ったが、2008 年 6 月のパリ会議で採択し、2009 年 2 月にはRFPとなる”Draft Applicant Guidebook”の第 2 ドラフト版が公開されるまでに至った。ここでは、各段階における議論の内容を振り返りつつ、2009 年 3 月までの動きについて報告する。

⁵ <http://www.icann.org/tlds/new-gtld-strategy.pdf>

⁶ <http://gnso.icann.org/issues/new-gtlds/gnso-issues-rpt-gtlds-05dec05.pdf>

⁷ <http://www.icann.org/announcements/announcement-06dec05.htm#TOR>

⁸ <http://icann.org/topics/gnso-initial-rpt-new-gtlds-19feb06.pdf>

- 新 gTLD 導入に関する GNSO の初回レポートドラフトを公開（2006 年 2 月）

2006 年 2 月 19 日に、GNSO は新 gTLD 導入に関する初回レポートのドラフトを公開した。本ドラフトの結論は概ね以下の通りである。

- 新 gTLD の導入は、その頻度や条件に関しては実に幅広い意見があったにも関わらず、導入自体に反対する意見は無かった。ほとんどの意見は、gTLD の創設は ICANN の義務だとするものであった。
- 一方、新 gTLD をいくつ、どのような頻度で創設するか、スポンサ付きとするのかしないのか、またどのような文字列が割り振られるべきかについては合意が無かった。
- レジストリ運用にあたり、標準化された契約条件を契約前に公開すべきという点については概ね合意が得られた。
- 2つのシナリオについて検討する必要がある。1つは、新 gTLD の導入を1つに制限すべきとするもので、もう1つは、より幅広い申請を認めていこうというものである。
- 新 gTLD の導入に伴い、総額でどれくらいのコストが発生するのか（法務担当や理事会のコストも含む）運用上のインパクトをさらに分析することが必要である。
- 新 gTLD の導入の要望度に関して、エンドユーザからの観点からの事実に基づいた市場分析が有用である。
- gTLD を「公認」「非公認」に分類するというのも試してみる価値があるかもしれない。

- ICANN ウェリントン会議での議論（2006 年 3 月）

2006 年 3 月の ICANN ウェリントン会議では、上記ドラフトレポートを元に議論が行われた。会期中、この議論の進捗を GNSO 評議会チェアで当時の新 gTLD 検討委員会のチェアでもある Bruce Tonkin 氏が報告⁹している。その内容は以下の通りである。

- 新 gTLD の導入の是非については、導入すべきという意見でほぼコンセンサスに至った。しかし、妥当な選定基準があるのならという条件付きである。
- 既に選定基準を提案してきている部会もある。強い支持を受けたのは、技術的要件に適合すること（IDN 標準や、業務に関連する IETF の RFC）、申請費用を支払うこと、財政的に安定していることを示すこと、新 gTLD 設立の目的において、他の gTLD と明確に区別可能なことという諸条件である。

⁹ <http://gns0.icann.org/issues/new-gtlds/new-gtld-pdp-28mar06.pdf>

- この他にも、ICANN 認定レジストラを利用すること、当該 gTLD のチャーター、目的に沿うことを保証する仕組みがあること、ICANN のポリシーに従うことという諸条件も強い支持を得ている。
- 選定基準で強い支持とまではいかないが概ね支持を受けた事項としては、申請者がきちんと定義されたコミュニティを代表する組織であり、かつ登録者はそのコミュニティに属する者であるべきというもの、登録資格の正確な検証を行うことというものなどが挙げられる。
- gTLD 名の割り当てについては、早い者勝ちにするのか、比較評価を行うかのどちらかであるがまだ結論は出ていない。
- 新 gTLD の契約条件についてはまだ議論中で結論が出ていない。

- ICANN 理事会の決議（2006 年 3 月）

上記報告を受け、ICANN 理事会は「ICANN は 2007 年 1 月までに新 gTLD 募集のプロセスを開始する意図がある」ということ、及び「GNSO は次回の ICANN マラケシュ会議（2006 年 6 月）までに本件に関する正式な初回レポートを提出するよう、努力すること」という決議を行った。

ICANN 理事会側から GNSO に対してプロセスを早めるよう要求する決議が出るというのは、これまでの ICANN からすると異例のことであり、ICANN 理事会が新 gTLD プロセスを早く進めたがっていることの現れと解釈することもできる。当時の ICANN 理事の一人である伊藤穰一氏からは、これが実現すると、VeriSign の半独占とも言える状況を将来的には変えていくことができるのではないかという期待を持った発言もなされている。

- GNSO 初回レポートの提出（2006 年 7 月）

2006 年 6 月のマラケシュ会議での議論を受け、GNSO は 2006 年 7 月にそれまでの議論の結果をまとめた初回レポートの最終版¹⁰を提出した。以下、2005 年 12 月に出されている評価委任事項¹¹に沿ってその内容を見ていく。

- 新しい gTLD は導入されるべきか。
 - ◇ 新しい gTLD は導入されるべきであり、後述する勧告を考慮に入れた上で、導入を実現させるための作業が進められるべきである。

¹⁰ <http://gns0.icann.org/drafts/newgtlds-issues-report-01-28jul06.htm>

¹¹ <http://www.icann.org/announcements/announcement-06dec05.htm>

- 導入されるべきとした場合、その選択の基準はどのようなものか。
 - ◇ プロセスに関する基準として、申請費用の支払い、申請にあたっての信義則、申請終了までの明確な締め切りが設けられるべきである。
 - ◇ 技術的な基準としては、IETF の RFC その他の技術標準に準拠すること、IDN を提供する場合、関連する IETF 標準及び ICANN の IDN ガイドラインの内容を遵守することが必要である。申請者が gTLD に ASCII に基づいた文字列を提案するか、その他の文字列を提案するかに関わらず一貫した取り扱いをするべきかについては更なる議論を要する。
 - ◇ 申請者は ICANN のコンセンサスポリシーに従わなければならない。
 - ◇ 申請する gTLD は、その目的において明確に既存のものと区別できるものでなければならない。IDN トップレベルドメインに関してこの要求がどのような影響を持つかは議論が尽くされたわけではなく、更なるインプットが必要である。
 - ◇ 申請者は、当該 TLD に関してその目的等を遵守するための仕組み、及び違反の登録に対処する仕組みを持たなければならない。
 - ◇ 申請者は、レジストリ業務を行うに必要な財政面、運用面でのリソースを持っていることを示さなければならない。

- どのような割り振りの手法が適切か
 - ◇ 原則は早い者勝ちとして申請を進めるべきであるが、同じ文字列の申請が来た際もしくは審査するスタッフのリソースが足りない等の事情がある場合において議論がある。この場合、オークションまたはくじによって優先度を定めるか、もしくは申請内容の相互比較によって優先度を定めるかの 2 つの選択肢が提示されているが、この 2 つはそれぞれほぼ同じ程度の支持を得ており、決着はついていない。

- 契約条件を詰める指針となるべきポリシーはどのようなものか
 - ◇ 法令遵守の手法の確立についてさらに検討が必要であり、現時点では結論は出していない。

この報告書において、gTLD の選択基準はその大枠が定まってきたように見える。しかし細部においてまだ詰めるべき点があることも報告書内で認めているという状況である。

● GNSO による勧告ドラフトの公開（2006 年 9 月）

GNSO では上記初回レポート提出の後にさらに検討を重ね、2006 年 9 月に GNSO としての

勧告ドラフトをまとめ、公開¹²した。その内容を再度評価委任事項に沿って見ていく。

- 新しい gTLD は導入されるべきか。
 - ✧ 新しい gTLD は導入されるべきであり、後述する勧告を考慮に入れた上で、導入を実現させるための作業が進められるべきである。(初回レポートに同じ)

- 導入されるべきとした場合、その選択の基準はどのようなものか。
 - ✧ (初回レポートの内容から、gTLD の文字列についての要件が追加された。)
 - ✧ ICANN は、gTLD の申請が文字列の要件に従っているか予備的に判断する期間を設ける。その期間内には、専門家の助言を受けることができる。
 - ✧ 新しい文字列の要件については、ICANN はパブリックコメント期間を設けるものとする。
 - ✧ 申請された gTLD の文字列が要件を満たさない可能性があるとして ICANN が判断した際は、ICANN は専門家からなるパネルに当該申請を付託することができる。
 - ✧ gTLD の文字列は、既存の TLD の文字列と混同を引き起こすほど類似してはならない。
 - ✧ gTLD の文字列は、他のいかなる第三者の法的権利を侵害するものであってはならない。
 - ✧ gTLD の文字列は、技術的な問題を引き起こすものであってはならない。
(.localhost や、.exe などは gTLD の文字列としては認められない。)
 - ✧ gTLD の文字列は、国内及び国際法に抵触するものであってはならない。
 - ✧ ICANN は、当該文字列が既存の gTLD 文字列と混同を引き起こすほど類似しているかどうかの争い(既存のレジストリからの申立)を、独立した紛争解決機関を使って解決するためのプロセスを提供しなければならない。紛争解決機関によって混同を引き起こすほど類似していると判断された文字列は、その後いかなる組織も申請できない。
 - ✧ ICANN は、当該文字列が既存の商標と混同を引き起こすほど類似しているかどうかの争い(既存の商標権者からの申立)を、独立した紛争解決機関を使って解決するためのプロセスを提供しなければならない。この紛争解決のプロセスは、既存の UDRP のプロセスを用いて行われる。

- どのような割り振りの手法が適切か
 - ✧ 早い者勝ち(First Come, First Served)の原則を採用するが、複数回のラウンドに分けて募集する。

¹² <http://gns0.icann.org/issues/new-gtlds/recom-summary-14sep06.htm>

- ◇ 新 gTLD 募集の初回ラウンドは、募集をかけることを決議した理事会の日から少なくとも 4 ヶ月後以降に開始することとし、ICANN は募集開始日を広く周知する。
 - ◇ 申請は受け付けたものから日付順に整理される。
 - ◇ 初回ラウンドの締め切り日は、開始日から少なくとも 30 日後以降の日とする。
 - ◇ 申請された文字列は、締め切り日まで公開されないものとする。
 - ◇ 同じ文字列の申請があった場合、もしくは混同を引き起こすほど類似している文字列の申請があった場合、まずそれらの申請が文字列要件を満たしているかの審査を行う。
 - ◇ 次に申請者同士で協議を行う（異なる文字列を選択する、一緒に申請するなど）時間を設定する。
 - ◇ 申請者間で協議が成立しなかった場合、ICANN はそれぞれの申請者がコミュニティからどれほどのサポートを得ているかを評価する。申請者は追加資料を提出するための 90 日の猶予が与えられる。この評価で却下された申請者は、次回の申請ラウンドまで新しい申請を行うことはできない。
 - ◇ ICANN スタッフがどちらの申請が良いか判断出来ない場合、ICANN 理事会が ICANN の使命と主たる価値に基づいて判断を行う。この評価で却下された申請者は、次回の申請ラウンドまで新しい申請を行うことはできない。
 - ◇ 申請を承認された申請者は、その文字列を使ったサービスを適切な期間内に開始しなければならない。
- 契約条件を詰める指針となるべきポリシーはどのようなものか
- ◇ ある程度の一貫性を保つため、レジストラ契約のように大枠となる契約があるべきである。その契約の枠内であれば、ICANN スタッフが承認の権限を与えられるべきで、枠内に止まらない契約になれば、パブリックコメントに付した上で ICANN 理事会が判断するべきである。
 - ◇ 契約内容は、市場プレイヤーと ICANN との間で変化する市場や技術、ポリシー上の条件を十分カバーできるようなものであるべきである。
 - ◇ 新 gTLD の初期契約期間は商慣習的に合理的な長さであるべきである。（例えば 10 年。ただし、ケース毎に判断する場合がある）
 - ◇ 契約は重大な違反が無い限りは自動延長されるべきである。
 - ◇ 契約違反の場合に契約を打ち切ることが出来る条項を明確に設けておくべきである。
 - ◇ ICANN でコンセンサスとなったポリシーに準拠させる条項を設けるべきである。
 - ◇ レジストリが IDN を提供する場合は、契約上でその旨明記しておくべきである。

る。

- ◇ 最初の契約時は、競争を管轄する政府当局等に対し、契約中に法令違反が無いかどうか確認するものとする。
- ◇ ICANN はレジストリ料金について、地域や経済、ビジネスモデルの違いを考慮に入れた上で、一貫したアプローチを取るべきである。
- ◇ 個人情報の取り扱いについては、それが第三者から入手可能になるのはどのような場合かについて、レジストリは定義しておかなければならない。

上記を見れば分かるとおり、初回レポートの内容からはかなり要件が詳細にわたり詰まってきた。

● GNSO による最終レポートドラフト提出（2007 年 2 月）

GNSOの作業部会ではさらに議論を進め、上記勧告ドラフトの内容を元に最終レポートのドラフトを 2007 年 2 月に公開¹³した。ここに至りgTLDの各種選定条件がほぼ整ってきている。以下に最終レポートドラフト内で示されている選定条件を列挙する。

➤ 文字列の条件

- ◇ 既存の gTLD と混乱を引き起こすほど類似してはならない。
- ◇ 第三者の権利を害するものであってはならない。
- ◇ 技術的不安定をもたらすものであってはならない。
- ◇ 予約語（ICANN との関係において。ASO や IANA など）であってはならない。
- ◇ 公共政策に反するものであってはならない。（GAC の助言による）

➤ 申請者の条件

- ◇ 申請者は自らの技術的能力を示さなければならない。
- ◇ 申請者は自らの財政、運営能力を示さなければならない。

➤ プロセスの条件

- ◇ 明確で前もって公開された、客観的で計測可能な基準が示されなければならない。
- ◇ プロセスの始めに、基本契約書が申請者には示されなければならない。
- ◇ 申請に関して予備的決定を行うために、専門家からなるパネルの使用とともにスタッフがその任にあたり、決断を行う。

¹³ <http://gns0.icann.org/drafts/GNSO-PDP-Dec05-FR13-FEB07.htm>

- ◇ プロセスに先立ち、紛争解決や異議申し立てのプロセスを確立しておく必要がある。
- 割り振りの条件
 - ◇ 申請は複数のラウンドにわけて行われる。
 - ◇ 申請された文字列は申請締め切り後に公開される。
 - ◇ 複数の申請が同じ文字列に対してなされた場合、まず申請者間である特定の時間内に調整ができるかを試み、調整出来なかった場合はこれを解決するためのプロセスを進める。
 - ◇ 最終判断は、スタッフ及び専門家からなるパネルの助言に基づき、ICANN 理事会が行う。
- 契約条件
 - ◇ 基本契約書が RFP の一部として提供されるべきである。
 - ◇ 初期契約期間は、商慣習に照らして合理的な長さであるべきである。
 - ◇ 自動更新の仕組みを取り入れるべきである。
 - ◇ 法令遵守や制裁のプロセスを明確に基本契約書に盛り込み、契約破棄ができるようにすべきである。
 - ◇ レジストリは既存のコンセンサスポリシーに従い、今後成立するコンセンサスポリシーも採用することをコミットするべきである。
 - ◇ レジストリが IDN を提供する場合、ICANN の IDN ガイドラインに従わなければならない。
 - ◇ レジストリは ICANN 認定レジストラを利用しなければならない。
- 実施にあたってのガイドライン
 - ◇ コスト回収のための申請費用はあるべきである。申請費用は申請者毎に異なっても良い。
 - ◇ 早い者勝ちを原則としてプロセスの順番を決定する。
 - ◇ 申請は受け付けた日付と時間を記録する。
 - ◇ 申請提出の日付は、RFP を出してから少なくとも 4 ヶ月後とする。
 - ◇ ICANN は申請受け付けを広く周知するものとする。
 - ◇ 申請期間は少なくとも開始してから 30 日とする。
 - ◇ 申請者は申請が承認された場合、当該 gTLD を合理的な時間内に利用開始しなければならない。
 - ◇ 基本契約書は ICANN が変化する市場や技術、ポリシー上の条件を十分カバーできるようなものであるべきである。

- ☆ ICANN はレジストリ料金に関して一貫したアプローチを取るべきである。
- ☆ 個人情報の使用は、それを収集する目的の範囲内でのみ制限される。

2006年9月の勧告ドラフトの内容とそれほど変化はないものの、条件の記述がより簡潔に、かつ具体的な方向に変わってきたことがわかる。

この後、続いて、GNSO評議会メンバーの議論等を反映させた最終レポートドラフトが2007年3月¹⁴、2007年6月¹⁵と再度提出され、GNSO評議会におけるこれまでの議論の集大成として、2007年8月に最終報告書¹⁶が提出された。

● GNSOによる最終レポート提出（2007年8月）

2007年3月以降のレポートは、冒頭の要約部分にてGNSO評議会メンバーが新gTLDを導入する上で優先事項と考えている事柄からなる原則（Principles）、勧告、およびICANNスタッフが2007年3月のリスボン会議でGACより提示された原則¹⁷も考慮しつつGNSOメンバーとも協調して作成した実施にあたってのガイドライン（Implementation Guidelines）の3要素が整然とまとめられた内容となっている。また、これら3要素の中の各項はそれぞれ、ICANNの付属定款に記されるICANNのミッションと基本的価値観に対応付けされている。

以下に、最終報告書における勧告とガイドライン（略称IG）を列挙する。

- 勧告 1： 全ての GNSO 部会は、新 gTLD 導入を支持する。
- 勧告 2： 既存の TLD 文字列と混乱を引き起こすほど類似してはならない。
- 勧告 3： 文字列が、一般的に受容され国際的に認知されている法の原則の下で法的効力を持つ第三者の権利を害するものであってはならない。
- 勧告 4： 技術的不安定をもたらすものであってはならない。
- 勧告 5： 予約語であってはならない。
- 勧告 6： 文字列は、国際的な法の原則の下で考えられる公序良俗に関連して一般的に受容されている法的規範に反するものであってはならない。
（GAC の助言による）

¹⁴ <http://gnso.icann.org/drafts/pdp-dec05-draft-fr.htm>

¹⁵ <http://gnso.icann.org/drafts/pdp-dec05-fr-a-18jun07.pdf>

¹⁶ <http://gnso.icann.org/issues/new-gtlds/pdp-dec05-fr-parta-08aug07.htm>
<http://gnso.icann.org/drafts/pdp-dec05-fr-b-18jun07.pdf>

¹⁷ http://gac.icann.org/web/home/gTLD_principles.pdf

- 勧告 7 : 申請者は自らの技術的能力を示さなければならない。
- 勧告 8 : 申請者は自らの財政、運営能力を示さなければならない。
- 勧告 9 : 明確で前もって公開された、客観的で計測可能な基準が示されなければならない。
- 勧告 10 : プロセスの始めに、基本契約書が申請者には示されなければならない。
- 勧告 11 : (欠番)
- 勧告 12 : プロセスに先立ち、紛争解決や異議申し立てのプロセスを確立しておく必要がある。
- 勧告 13 : 申請の希望数が明確になるまでは、初めのうちは申請は複数のラウンドに分けて行われなければならない。
- 勧告 14 : 初期契約期間は、商慣習に照らして合理的な長さであるべきである。
- 勧告 15 : 自動更新の仕組みを取り入れなければならない。
- 勧告 16 : レジストリは既存のコンセンサスポリシーに従い、今後成立するコンセンサスポリシーも採用しなければならない。
- 勧告 17 : 法令遵守や制裁のプロセスを明確に基本契約書に盛り込み、契約破棄ができるようにしなければならない。
- 勧告 18 : レジストリが IDN を提供する場合、ICANN の IDN ガイドラインに従わなければならない。
- 勧告 19 : レジストリは ICANN 認定レジストラを利用しなければならず、不公平な取り扱いを受けるレジストラがあってはならない。
- 勧告 20 : 応募のあった文字列に対して、当該文字列を登録するのに相応しいと思われるコミュニティからの反対が投げられたと専門家パネルが判断すれば、その応募は却下される。
-
- IG A : 申請プロセスにおいて、新 gTLD の申請提出を促進できるよう申請者向けのロードマップを事前に明示する。
- IG B : コスト回収のための申請費用はあるべきである。申請費用は申請者毎に異なっても良い。
- IG C : ICANN は、申請者やコミュニティとのコミュニケーションの場を、コメントフォーラムも含めて頻繁に用意する。
- IG D : 申請期間中および必要あらば進行中のプロセスの間も、先願制を原則とする。申請は受け付けた日付と時間を記録する。
- IG E : 申請提出の日付は、RFP を出してから少なくとも 4 ヶ月後とし、ICANN は申請期間の開始を促す。
- IG F : 複数の申請が同じ文字列に対してなされた場合、
i) まず申請者間である特定の時間内に調整ができるかを試み、

ii) 調整出来なかった場合は、あるコミュニティをサポートすると主張する組織が申請への優先権を認められると考える。そのような主張や相互調整が無い場合は、これを解決するためのプロセスを進める。

iii) 最終判断は、スタッフ及び専門家からなるパネルの助言に基づき、ICANN 理事会が行う。

IG H¹⁸ : sTLDや特定のコミュニティのためのTLDのように、申請するTLDがある特定のコミュニティをサポートするものであると申請者が主張する場合、信用することとするが、次は例外とする：

(i)別の申請にも影響を与える文字列に関する主張や、コミュニティをサポートするという主張が申請において優先権を獲得するための場合

(ii)正式な異議申し立てのプロセスが開始した場合

これらの例外が出た場合、スタッフである評価者は主張を調査するための基準や手順を策定する。

例外(ii)については、専門家パネルが「IG P」に記載の手順、ガイドライン、定義を適用する。

IG H : 外部の紛争処理機関が異議申し立てへの裁定を下す。

IG I : 申請者は申請が承認された場合、当該 gTLD を申請期間中に指定される予め決められた時間内に利用開始しなければならない。

IG J : 基本契約書は ICANN が変化する市場や技術、ポリシー上の条件を十分カバーできるようなものであるべきである。

IG K : ICANN はレジストリ料金に関して一貫したアプローチを取るべきである。

IG L : 個人情報の使用は、それを収集する目的の範囲内にのみ制限しなければならない。

IG M : ICANN は、参加者が英語を読み書きできなくても、重要かつ技術的なインターネットガバナンス機能に関するコミュニケーションを効果的に行えるようにするための能力開発やサポート体制を構築することもある。

IG N : ICANN は、国連が後発発展途上国と分類する経済圏にある gTLD 申請者に対しては、料金値下げの仕組みを導入することもある。

IG O : ICANN は、gTLD プロセスに関する情報を提供できるようなシステムを、6つの国連公用語等のような英語以外の主要言語で導入することもある。

IG P : 次の手順、定義、ガイドラインは、勧告 20 について触れる手順

異議申し立ては、反対意見をもっておこなわれること。

裁定は、紛争解決のために組成された紛争解決パネルにより下される。

申し立てをする者は、自組織がコミュニティにおいて確立された組織であ

¹⁸ 「G」の間違いと思われるが、最終報告書内の表記のままとする。

ることを立証できる証拠を提出しなければならない。

ガイドライン

パネルのタスクは、反対意見に対する判断を下すことである。(判断項目の解釈の仕方については割愛)

IG Q : ICANN スタッフは、異議申し立ての手順についてパブリックコメントを投じる人すべてに自動応答する。

IG R : 正式な異議申し立てや紛争が審理のために受理されると、パネルの審理前に当事者間で紛争や異議申し立てを解決できるクーリングオフ期間が設けられる。

2007年2月の最終レポートドラフトと比較すると、勧告の部分の内容は大筋で同様であるが、要求の度合いが高まって語調が厳しくなっている点と、一部がガイドラインの項目となった点が異なっている。ガイドラインは、より明確になり、項目も追加された。

GNSOによる最終レポートは、2007年8月10日～30日のパブリックコメント期間を経て、2007年9月6日のGNSO評議会にて特別多数にて採択され、理事会に提出することが決議された。理事会レポート¹⁹は、GNSO評議会のウェブサイトを見ると、次項に記すロサンゼルス会議の最終日である2007年11月2日に掲示されているが、本文を見ると2007年9月11日の日付が記されており、GNSO評議会会議の後5営業日で提出することとなっている付属定款に則り作成されたものと思われる。

● ICANN ロサンゼルス会議での議論 (2007年10～11月)

ロサンゼルス会議では、GNSO 評議会が採択した最終報告書に関して、6時間にわたるワークショップが開催され、内容についての網羅的な説明や、コミュニティとのディスカッションが行われた。参加者からは多くのコメントが上がり、新 gTLD 導入に多くの関心が寄せられていることが窺えた。しかしながら、好意的な反応よりも、勧告6と勧告20に対する否定的なコメントが目立ったことが特徴的であったと言える。この2つの勧告は、各国で捉え方が異なる公序良俗に関する判断や文字列の選別を ICANN が行うといった内容を含んでおり、これらは ICANN が負っている技術的な役割を超えた、恣意的、政治的な判断を伴うため適当ではない、というのが反対意見が投げられた主な理由である。

理事会は、新 gTLD 導入について特段の決議は行わず、ICANN スタッフに対して、勧告の実装に関する分析を進めると共に、2008年1月の理事会までに理事会とコミュニティにフィードバックするよう要請し、会議を終えた。

¹⁹ <http://gns0.icann.org/issues/new-gtlds/council-report-to-board-pdp-new-gtlds-11sep07.pdf>

- ICANN ニューデリー会議での議論（2008年2月）

ニューデリー会議では新 gTLD 導入に関する目立った進捗はなく、ロサンゼルス会議以降理事会の決議待ちの状況から大きな進展は生じなかった。前述のごとく、GNSO が提出した勧告が倫理的、政治的な判断を要する内容等を含んでいたため、理事会での判断に時間を要していることが想像された。本会議においても、理事会は ICANN スタッフに対して、勧告の実装に関する分析を引き続き進めるよう要請して終わった。

ただ、会期中の ICANN Public Forum では、ICANN スタッフより資料「New gTLD Program Status²⁰」を用いて、その時点で ICANN が想定する新 gTLD 実装のタイムラインが以下の通りであることが説明された。

- 2008年4月～6月： 理事会が勧告を承認
- 2008年6月中旬： ドラフト RFP の提示
- 2008年9月中旬： パブリックコメント期間や修正期間を経て、理事会が最終 RFP と実装計画を承認
- 2008年10月： RFP 公示開始(90日間公開)

また、ニューデリー会議前にも、2007年12月には紛争解決サービス機関からの関心表明の募集、RFP策定を依頼する業者の選定（Deloitte Audit & Enterprise Risk Services（ベルギー）と Interisle Consulting Group（米国）の2社を選定）、2008年1月にはオークション設計の専門家からの関心表明の募集、2008年2月には新 gTLD 導入が DNS の安定性に与える影響についての意見募集²¹、過去の新 gTLD 導入ラウンドで採用されなかった申請に関する情報の公開などが行われており、ICANN スタッフレベルでの準備が順次進められている様子を感じ取ることができた。

- ICANN パリ会議での議論（2008年6月）

ICANN スタッフにより時間をかけて検討が行われた結果、GNSO から提出された勧告は実装可能であると判断され、パリ会議において理事会により GNSO の勧告が承認されるに至った。これにより、2005年12月に開始された新 gTLD 導入に関するポリシー策定プロセス（PDP）は、約2年半を経て終息した。理事会が GNSO の勧告を採択したことは、新 gTLD 導入のプロセスにおいて一歩前進したと言うことができ、メディアの中には理事会が

²⁰ <http://delhi.icann.org/files/NewgTLDPresentationPublicForum.pdf>

²¹ <http://www.icann.org/announcements/announcement-06feb08.htm>

GNSO の勧告を採択したことをセンセーショナルに報道しているものも見受けられた。しかしながら、PDP が終息したということは、ポリシー実装に向けて詳細を詰め具体的な実装計画に落とし込んでいく作業にやっと取り掛かれる段階に入ったということであり、その後直ぐに新 gTLD が導入されることを意味するものではないことに留意する必要がある。

パリ会議において、その時点でICANNが想定している新gTLD実装のスケジュールとして、資料”New gTLD Implementation Model²²⁾”に基づきICANNスタッフより下記の説明があった。

- 2008 年第 4 四半期： ドラフト RFP の公開
(3~4 ヶ月間)： 意見募集期間やドラフト RFP 修正期間を経て、理事会が最終 RFP を承認
- 2009 年第 1 四半期： 最終 RFP の公開
この後、新 gTLD 導入プロセスに関する公示期間を少なくとも 4 ヶ月設ける
- 2009 年第 2 四半期頃： 申請受け付け開始

このスケジュールは、前回のニューデリー会議で説明されたスケジュールよりも、全体的に 3~4 ヶ月程度繰り下げられていた。パリ会議の後に、ICANN スタッフにより実装計画が策定され、その実装計画は新 gTLD 導入プロセスの開始前に、コミュニティからの意見募集に付され、理事会により承認される必要がある。ICANN スタッフによる実装計画の策定はもとより、理事会承認を得るまでの過程でも想定より時間を要することが予想され、今後もスケジュールが変更される可能性はあると見る向きも少なからずあった。

- ドラフト版 RFP ”Draft Applicant Guidebook”の公開 (2008 年 10 月)

2008 年 11 月上旬のカイロ会議での議論に向けて、2008 年 10 月 23 日には、ICANN より新gTLD導入に関するドラフト版RFPとなる”Draft Applicant Guidebook (以下、ガイドブックドラフト版)²³⁾”が公開され、2008 年 12 月 15 日まで意見募集が行われた。ICANN スタッフにより実装計画の策定が進められ、その内容を反映させたものとして公開されたのがこのガイドブックドラフト版であり、新gTLDの申請手続きや評価プロセス等について記されている。ガイドブックドラフト版は、6 部構成で 97 ページから成り、各部についての詳細資料となる説明覚え書き (Explanatory Memoranda) もガイドブック本体とは別に 7

²²⁾ <https://par.icann.org/files/paris/gTLDUpdateParis-23jun08.pdf>

²³⁾ New gTLD Program: Draft Applicant Guidebook (Draft RFP)
<http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/draft-rfp-24oct08-en.pdf>

点公開された²⁴。

以下に、ガイドブックドラフト版の概要を記す。

➤ 新 gTLD を申請するにあたっての要件

- ◇ 申請する gTLD は、Open gTLD か Community-based gTLD であること (IDN の申請も可能)

1.2.2.1 Definitions

For purposes of this RFP, an open gTLD is one that can be used for any purpose consistent with the requirements of the application and evaluation criteria, and with the registry agreement. An open gTLD may or may not have a formal relationship with an exclusive registrant or user population. It may or may not employ eligibility or use restrictions.

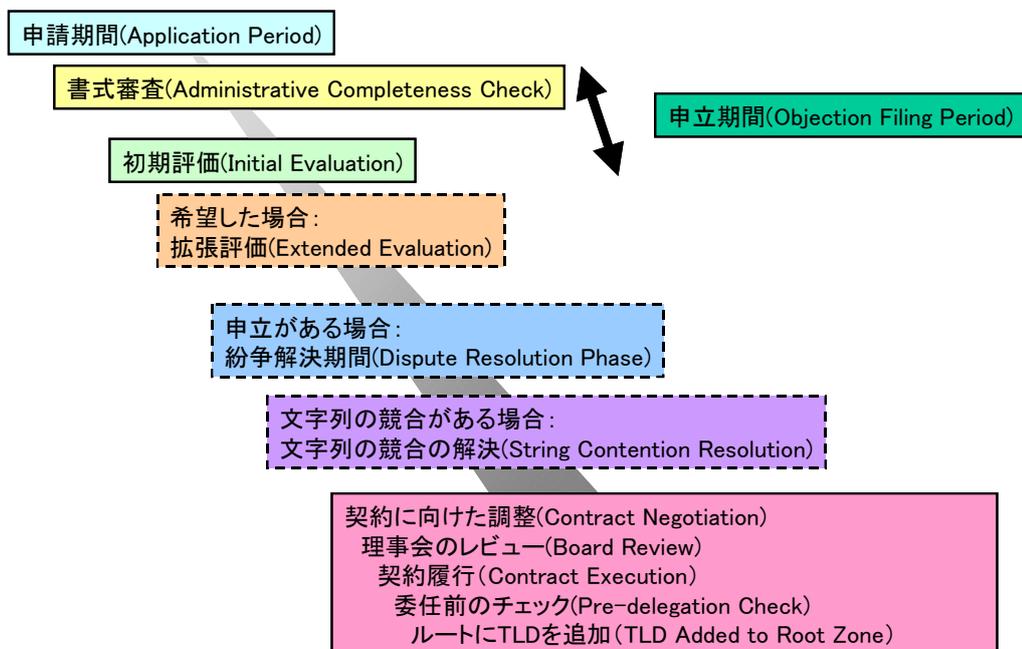
For purposes of this RFP, a community-based gTLD is a gTLD that is operated for the benefit of a defined community consisting of a restricted population. An applicant designating its application as community-based will be asked to substantiate its status as representative of the community it names in the application, and … (以下略)

- ◇ すでに設立されている優良な法人、組織、機関からの申請が受け付けられ、個人や個人事業主からの申請は考慮されない。

²⁴ <http://www.icann.org/en/topics/new-gtld-program.htm>

➤ 新 gTLD 申請フロー

新 gTLD 申請フローの概略は、下記の通りとなっている。破線で囲まれたプロセスは、必ずしも起こるとは限らない。



➤ 申請期間 (Application Period)

- ◇ 申請者は、オンライン申請システム (ICANN's TLD Application System, TAS) 経由で申請する。ユーザー登録費用は USD 100。TAS が ICANN とのインターフェースとなり進捗等を確認できる。
- ◇ 申請期間中に申請料金 (gTLD Evaluation Fee) USD 185,000 を支払い、必要書類を揃えて提出すること。
- ◇ 申請期間後の提出は受け付けられず、必要書類の追加提出も基本的に受け付けられない。
- ◇ 申請期間開始と共に、意見募集期間も開始する。寄せられたコメントは、初期評価 (Initial Evaluation) ・拡張評価 (Extended Evaluation) の評価者や紛争処理機関 (DRSP) にも届けられ、参考にされることもある。

➤ 書式審査 (Administrative Completeness Check)

- ◇ 申請内容に不備がないか (すべての質問事項に回答しているか、添付書類を揃えて提出しているか、申請料金 (gTLD Evaluation Fee) が振り込まれているか) について、ICANN がチェックする。

- ◇ 書式審査が済むと、ICANN は次の評価に進める申請のリストを公開する。(この後に、申立期間 (Objection Filing Period) が開始し、初期評価期間 (Initial Evaluation Period) の終了後まで続く。)

- 初期評価 (Initial Evaluation) / 拡張評価 (Extended Evaluation)

初期評価 (Initial Evaluation) においては、評価者が主に 2 点についてレビューを行う。

 - ◇ 文字列のレビュー
 - ・ 既存 TLD および他の申請文字列 (IDN ccTLD Fast Track の ccTLD も含む) との類似性を、アルゴリズムによるスコアと共にパネルが判断
 - ・ DNS の安全性・安定性をおびやかさないか
 - ・ 地理的名称であるか (国・地域 (ISO 3166-1)、郡・省・州 (ISO 3166-2)、市、大陸、国連地域の名称の申請には、政府もしくは公的機関が支持もしくは反対しないことを記す文書が必要)
 - ◇ 申請者に関するレビュー
 - ・ 技術面および運用面の能力
 - ・ 財政能力
 - ・ レジストリサービス案
 - ◇ 初期評価に合格した申請者のリストを ICANN が公開
 - ・ 初期評価に合格しなかった場合

下記の場合には、申請者が不合格通知受領後 15 営業日以内に要求すれば、1 回のみ拡張評価 (Extended Evaluation) を受けることができる

 - 技術面および運用面の能力の証明に合格できなかった場合
 - 財政能力の証明に合格できなかった場合
 - DNS の安全性・安定性をおびやかさないかという点について、レビューが更に必要であると ICANN が判断した場合
 - レジストリサービス案について、レビューが更に必要であると ICANN が判断した場合 (申請者は、Registry Service Review Fee (約 USD 50,000 もしくはそれ以上) を支払う必要がある)
 - ・ 初期評価に合格しなかった場合、申請の撤回も可能。拡張評価を通過できなければ、先のプロセスには進めない

- 紛争解決期間 (Dispute Resolution Phase)

下記の 4 つの理由による申立が起こりうる。

 1. 文字列の混同による申立 (String Confusion Objection)
 2. 法的権利に基づく申立 (Legal Rights Objection)

3.公序良俗に関する申立 (Morality and Public Order Objection)

4.コミュニティからの申立 (Community Objection)

(Open gTLD にもコミュニティからの申立が行われることもある)

◇ 1.文字列の混同による申立 (String Confusion Objection)

申立理由	申請文字列が既存の gTLD もしくは他に申請されている gTLD 文字列に誤認混同を引きおこすほど類似している
申立者	既存の TLD 運用者もしくは他の新 gTLD 申請者が申立できる
紛争処理機関 (DRSP)	International Centre for Dispute Resolution
パネル	パネリスト 1 名
料金	固定料金となる予想

◇ 2.法的権利に基づく申立 (Legal Rights Objection)

申立理由	申請文字列が申立者の既存の法的権利を侵害する
申立者	権利者が申立できる
紛争処理機関 (DRSP)	The Arbitration and Mediation Center of the World Intellectual Property Organization
パネル	パネリスト 1 名
料金	固定料金となる予想

◇ 3.公序良俗に関する申立 (Morality and Public Order Objection)

申立理由	申請文字列が国際的な法の原則に基づく公序良俗に反している
申立者	未定
紛争処理機関 (DRSP)	International Chamber of Commerce
パネル	パネリスト 3 名
料金	時間給の課金となる予想 (見積りで請求、追加課金もあり得る)

☆ 4.コミュニティからの申立 (Community Objection)

申立理由	申請文字列が対象としているコミュニティの大部分から申請文字列に対して反対がある
申立者	既存の団体(Established Institution)が申立できる
紛争処理機関 (DRSP)	申立する団体は、世界的認知度、存続期間、組織が存在することの証明等を提出しなければならない
パネル	International Chamber of Commerce
料金	パネリスト 1 名

- 申立を受けた申請者は、下記の方法を選択できる
 - 答弁し手続きに参加する
 - 申請を取り下げる (⇒申立が認められる)
 - 答弁しない (⇒申立が認められる)
- 申立書・答弁書は英語で記述する。紛争処理手続きは原則英語で進められるが、紛争処理機関の定めによっては他の言語で行われることもある。
- 和解のための時間 (cooling off period) を取ることも可能。
- ICANN では、原則として、パネルの指名から 45 営業日以内に裁定がでることを希望している。
- パネルによる裁定は、専門家の判断として ICANN の最終判断の際に考慮される。
- 申立・答弁費用 (Dispute Resolution Filing Fee) は、約 USD 1,000～USD 5,000 (もしくはそれ以上) となることが想定されるが、あくまで ICANN の試算であり、DRSP の定めにより異なる。
- 手続きに要する費用となる裁定費用 (Dispute Resolution Adjudication Fee) は、両者が前払いする。勝った方は返金され、負けたほうがコストを負担する。
 - 固定料金の場合 (ICANN の試算)
 - 1 件につき、USD 2,000～USD 8,000 (もしくはそれ以上)
 - 時間給の課金となる場合 (ICANN の試算)
 - 1 人パネルだと、USD 32,000～USD 56,000 (もしくはそれ以上)
 - 3 人パネルだと、USD 70,000～USD 122,000 (もしくはそれ以上)

➤ 文字列の競合の解決 (String Contention Resolution)

- ☆ 同一もしくは類似の文字列の申請が 2 つ以上ある場合を「文字列の競合 (String Contention)」という。
- ☆ 同一もしくは類似の文字列の申請をまとめて「contention set」という。

contention set に自身の申請が含まれる場合、初期評価期間の間に申請者に知らせられる。

- ◇ 文字列の競合の解決は、評価や紛争解決が全て済んでから行われる。
 - ◇ ICANN が申請内容を公開して以降、いずれの段階においても競合関係にある申請者間で和解できるが、申請内容を変更したりジョイントベンチャーを作ったりして解決してはならない。
 - ◇ **Community-based** の申請の場合は、解決のための手続きとして比較評価のみを行うことができる。
 - ・ contention set にある **Community-based** の申請者は、比較評価費用を払わなければならない。
 - ・ 4 項目についてレビューし採点する（1 項目 3 点で 12 点満点）。
 - 11 点以上の申請者が合格
 - 11 点以上の申請者が複数ある場合、よりコミュニティを代表していると思われるほうが選ばれる
 - ◇ **Open** の申請の場合、および比較評価で決まらない **Community-based** の申請の場合
 - ・ 競合者間で和解する（最も効果的で経済的であると考えられる手段）。
 - ・ ラストリゾートとしてオークションを行う。なお、オークションの収入は、ICANN の予算とは分けて、コミュニティ用の資金として取っておく。
 - ・ 文字列の競合において勝者となった申請者が、決定から 90 日以内に契約を履行しなければ、ICANN の判断により、次点の申請者が契約できる場合がある。
- 契約に向けた調整（Contract Negotiation）～ルートに TLD を追加（TLD Added to Root Zone）
- ◇ 契約に向けた調整段階に入ると、下記の 2 点を新 gTLD の委任前に行う必要がある。
 - ・ ICANN とのレジストリ契約履行
 - ・ 委任前の技術的チェック
 - ◇ レジストリ契約が定める期間内に技術的要件が満たされなければ、ICANN はレジストリ契約を終了することもできる。
 - ◇ レジストリとなった場合、ICANN に支払う手数料（Registry-Level Fee）は四半期で少なくとも USD 18,750（年間で USD 75,000）。

- ICANN カイロ会議での議論 (2008 年 11 月)

カイロ会議では、並行して議論が進められている IDN ccTLD Fast Track の件と共に、前述のガイドブックドラフト版の内容や新 gTLD の導入に関する話題が議論の中心となった。(なお、IDN ccTLD Fast Track については、「IDN に関する動向」の項を参照されたい。) 新 gTLD の導入に関する背景を説明するセッションと、ガイドブックドラフト版および説明覚え書きに関して、説明と質疑応答を行うワークショップが開催されると共に、ALAC、ccNSO、GAC、GNSO の合同セッションやパブリックフォーラムなど多くの場でも、新 gTLD 導入に関する議論が行われた。それらの場で述べられたコメントは、立場によって異なり内容は多様であったが、次の 3 項目については複数のコメントが寄せられた。なお、ガイドブックドラフト版はカイロ会議の直前に公開され、まだ意見募集期間中であったということもあり、GAC や GNSO といった ICANN 内の各組織からの正式なコメントは控えられた。

- スケジュールについて
 - ◇ いつから申請受け付けが開始するのかといった詳細が分からず、スケジュールの全体像がつかめない。
 - ◇ 新 gTLD 導入を心待ちにしているの、とにかくスケジュールを遅らせないで速やかに進めてほしい。
- 手数料について
 - ◇ 申請にあたって最初に払う手数料 (gTLD Evaluation Fee) が US\$185,000、レジストリに選ばれた場合に ICANN に支払う手数料が四半期で少なくとも US\$18,750 であるなど、既存の TLD に関する手数料と比較して高い。これらの料金設定は、新 gTLD の導入を促進しようとする動きとはかけ離れており、最終的には登録者の負担になるだけである。
 - ◇ 手数料が高いのは、申請を希望する者を排除してしまうという悪影響よりも、むしろ真剣味の足りない申請を抑制する効果があるのではないか。
 - ◇ 手数料算出にあたっての、明確な根拠の提示を求める。
- 新 gTLD と IDN ccTLD との関係について
 - ◇ 新 gTLD と IDN ccTLD が導入される時期は、これまでの予定通り、ほぼ同時期と考えて良いのか。もし IDN ccTLD のほうが先に導入されると、新 gTLD よりも、市場での優位性を得てしまうのではないかと懸念する。

新 gTLD 導入のスケジュールについては、カイロ会議の前後に ICANN のウェブサイトを確認できた ICANN が想定するスケジュール 2008 年 10 月アップデート版²⁵と、2008 年 6 月

²⁵ <http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/timeline-oct08-en.pdf>

のパリ会議の際に発表されたICANNの想定スケジュールを比較すると、最終版ガイドブックの公開時期および申請受け付け開始時期が、それぞれ1ヶ月半から2ヶ月ほど繰り下がっていた。最終版ガイドブックの公開時期が2009年3月上旬のICANNメキシコシティ会議前後に、申請受け付け開始時期が2009年第2四半期の終わりから2009年第3四半期の初めごろとなっていた。

しかしながら、カイロ会議最終日の理事会会議では、下記の内容が今後のスケジュール案としてICANNスタッフから理事会メンバーに対して説明されており、2008年10月アップデート版のスケジュールよりも、さらに繰り下がることもあり得るということを示唆していた。

2008年10月23日～12月8日：	ガイドブックドラフト版(RFP)の意見募集
2009年2月15日頃：	修正を反映したガイドブック第2ドラフト版を公開
2009年3月中旬：	ガイドブックドラフト第2版の意見募集を終了(メキシコ会議直後)
2009年5月はじめ：	最終版ガイドブックが完成し、2009年5月の理事会で審議
2009年5月終わり：	最終版ガイドブックを公開
2009年9月30日：	最終版ガイドブックを公開後、公示期間を4ヶ月設定した場合、2009年9月30日以降に申請受け付けが可能となる

ガイドブックドラフト版への反響を鑑み、ICANNスタッフとしては、最終版ガイドブックを公開する前に、意見募集期間に寄せられた意見等を反映し改めてガイドブックドラフト版(ガイドブックドラフト第2版)を公開する予定であることが伝えられた。早く新gTLDの申請を開始してほしいと望むコミュニティの要請に応えるべく、申請受け付け開始までのスケジュールを早めるためには、改めてガイドブックドラフト版を公開せずに、最終版を公開してしまうという考え方もあるものの、コミュニティの反応を考えると、ICANNスタッフとしては、次のドラフト版を出したほうが良いと考えているという説明があった。また、GNSOの勧告に従い、最終版ガイドブックが公開されてから申請受け付け開始までには、内容を理解してもらうための期間として、4ヶ月の公示期間(communications period)を設定することになるが、ガイドブックドラフト第2版が最終形に近いと考えられる場合には、ガイドブックドラフト第2版が公開されるのと同時に、公示期間を開始することもできるかもしれないので引き続き検討していく、との説明もあった。

- ガイドブックドラフト第2版の公開（2009年2月）

2009年3月上旬のメキシコシティ会議での議論に向けて、2009年2月18日には、ICANNよりガイドブックドラフト第2版となる”Draft Applicant Guidebook, Version 2²⁶”が公開され意見募集に付された（意見募集期限は2009年4月13日まで）。ガイドブックドラフト版と同様に6部構成であり構成上に変化は無いが、カイロ会議や意見募集期間およびGNSOやGACとの会議等で寄せられた300件を超えるコメントが反映された内容となっている。

なお、ガイドブックドラフト版に寄せられたコメントには、内容に関するコメントのみならず、新gTLDの導入に関わる重要な問題についてもコメントも含まれていた。そこで、ICANNスタッフがコメントの内容を検討した結果、下記の点については新gTLD導入前に更に検討、研究、協議等が必要であるという判断を下した。

- 商標保護
- ルートゾーンの処理能力に関連する安全性や安定性の問題
- 新gTLD導入に伴いフィッシングやなりすましなどの悪質行為が増加する可能性
- 新gTLDが要求されていることの証明と市場への影響に関する分析

そこで、それらの問題についてもガイドブックに反映するために、2009年第3四半期にガイドブックドラフト第3版を出すこととした。それに伴い、2009年12月よりも前に申請受付を開始する見込みはないことも告知された。²⁷

以下では、ガイドブックドラフト第2版の概要を確認する。

- 新gTLDを申請するにあたっての要件
 - ◇ 申請するgTLDは、Open gTLDかCommunity-based gTLDであること（IDNの申請も可能）。その定義の書きぶりは、ガイドブックドラフト版の内容から下記の通りに変わっているが、意図する内容は変わらない。Community-basedはOpenの対義語ではないといったコメントがガイドブックドラフト版に対して寄せられたが、ここではOpenとはCommunity-basedではないことを意味しており、この時点では他に適当な言葉が見当たらないと説明されている。

1.2.2.1 Definitions

For purposes of this Applicant Guidebook, a community-based gTLD is a gTLD that is operated for the benefit of a defined community consisting of

²⁶ <http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/draft-rfp-clean-18feb09-en.pdf>

²⁷ Draft Applicant Guidebook: What You Told Us

<http://www.icann.org/en/announcements/announcement-3-18feb09-en.htm>

a restricted population. An applicant designating its application as communitybased will be asked to substantiate its status as representative of the community it names in the application, and additional information may be requested in the event of a comparative evaluation (refer to Section 4.2 of Module 4). An applicant for a community-based gTLD is expected to:

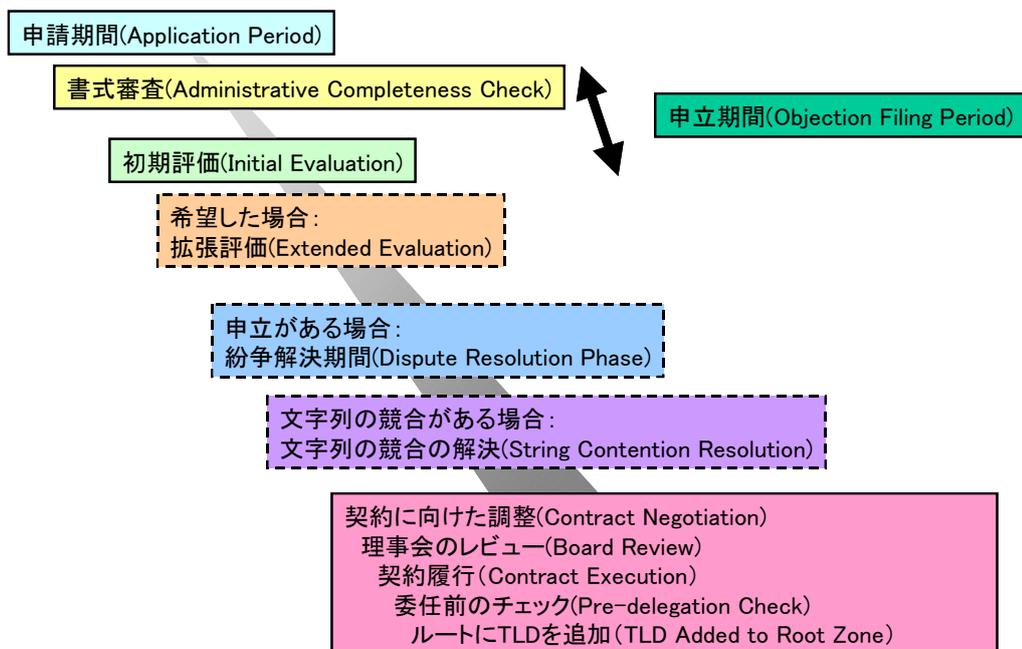
1. Demonstrate an ongoing relationship with a defined community that consists of a restricted population.
2. Have applied for a gTLD string strongly and specifically related to the community named in the application.
3. Have proposed dedicated registration and use policies for registrants in its proposed gTLD.
4. Have its application endorsed in writing by an established institution representing the community it has named.

For purposes of differentiation, an application that has not been designated as community-based will be referred to hereinafter in this document as an open gTLD. An open gTLD can be used for any purpose consistent with the requirements of the application and evaluation criteria, and with the registry agreement. An open gTLD may or may not have a formal relationship with an exclusive registrant or user population. It may or may not employ eligibility or use restrictions.

- ◇ すでに設立されている優良な法人、組織、機関からの申請が受け付けられ、個人や個人事業主からの申請は考慮されない。

➤ 新 gTLD 申請フロー

新 gTLD 申請フローの概略は、下記の通りとなっている。破線で囲まれたプロセスは、必ずしも起こるとは限らない。



➤ 申請期間 (Application Period)

- ◇ 申請者は、オンライン申請システム (ICANN's TLD Application System, TAS) 経由で申請する。ユーザー登録費用は USD 100。TAS が ICANN とのインターフェースとなる。
- ◇ 申請期間中に申請料金 (gTLD Evaluation Fee) USD 185,000 を支払い、必要書類を揃えて提出すること。なお、申請を途中で取り下げる場合、段階に応じて下記の通り一部の申請料金が返金される。
 - ・ 申請後から初期評価までの間：70% (USD130,000)
 - ・ 初期評価終了後：35% (USD65,000)
 - ・ 初期評価以降のステージの後：20% (USD37,000)
- ◇ 申請期間後の提出は受け付けられず、必要書類の追加提出も基本的に受け付けられない。なお、財務状況の変更やオーナーの交代といった申請者に関わる情報に変更があった場合には、直ちに ICANN に知らせること。重要な変更があった場合には、ICANN は申請内容を再評価してもらう権利を有する。
- ◇ 申請期間開始と共に、意見募集期間も開始する。寄せられたコメントは、初期評価 (Initial Evaluation) ・ 拡張評価 (Extended Evaluation) ・ 文字列競合

の比較評価の評価者や紛争処理機関（DRSP）にも届けられ、寄せられたコメントに関する適正評価が行われ参考にされる。

➤ 書式審査（Administrative Completeness Check）

- ◇ 申請内容に不備がないか（すべての質問事項に回答しているか、添付書類を揃えて提出しているか、申請料金（gTLD Evaluation Fee）が振り込まれているか）について、ICANN がチェックする。
- ◇ 書式審査が済むと、ICANN は次の評価に進める申請書をいっぺんに公開する。財務やセキュリティに関連する項目等を含むいくつかの質問事項は、ICANN 側で秘密扱いとする。（この後に、申立期間（Objection Filing Period）が開始し、初期評価期間（Initial Evaluation Period）の終了後まで続く。）

➤ 初期評価（Initial Evaluation）/拡張評価（Extended Evaluation）

初期評価（Initial Evaluation）においては、評価者が主に 2 点についてレビューを行う。

◇ 文字列のレビュー

- ・ 既存 TLD および他の申請文字列（IDN ccTLD Fast Track の ccTLD も含む）との類似性を、アルゴリズムによるスコアと共にパネルが判断する。（見た目に似ているかどうかのチェックは、Module3 に記されている紛争解決プロセスを補強する目的で行う。なお、見た目の類似性のチェックを通ったとしても、Module3 の紛争解決プロセスに記されているように、聴覚的に類似していたり意味が似通っている場合に申立を受けることもあり得る。）
- ・ DNS の安全性・安定性をおびやかさないか
- ・ 地理的名称であるか
 - ISO 3166-1 にリストされている国名・地域名（国名・地域名の一部や国名・地域名の短縮形を含み、全ての言語で記されているもの）、ISO 3166-2 にリストされている郡名・省名・州名等（完全一致であるもの）、ISO 3166-1 にリストされている国・地域の首都名（全ての言語で記されているもの）、市名（申請者が市名として申請していると宣言しているもの）、大陸、国連地域の名称の申請には、政府もしくは公的機関が支持もしくは反対しないことを記す文書が必要（大陸および国連地域を表す文字列の申請の場合には、当該大陸および国連地域に関連する政府もしくは公的機関からの支持もしくは反対しないことを記す文書が必要）となる。また、政府もしくは公的機関が支持もしくは反対しないことを記す文書には、文字列は gTLD

として申請されているものであり、コンセンサスポリシーを遵守したり ICANN への費用の支払いが必要となるレジストリ契約を ICANN と締結する必要があるといった条件を申請者が受け入れる意向にあることを、政府もしくは公的機関が理解しているということも記されていないなければならない。

- gTLD に申請された文字列が地理的名称を表しているかどうか判断する Geographic Names Panel (GNP) は、地理的名称として申請されているもののみならず、全ての申請を確認し、地理的名称であると判断した申請については、関係する政府もしくは公的機関が支持もしくは反対しないことを記す文書が提出されているかを確認する。文書が伴っていない場合には、所定の期間内に提出するよう告知され、提出できない場合には初期評価を通過できない。申請者が希望するならば、今後行われる申請ラウンドに改めて申請を提出することは可能である。

◇ 申請者に関するレビュー

- ・ 技術面および運用面の能力
- ・ 財政能力
- ・ レジストリサービス案

申請された gTLD 文字列が、IDN ccTLD Fast Track で申請された IDN ccTLD の文字列と類似している場合の取り扱い：

- ・ gTLD および IDN ccTLD とともに、一方が先に理事会で承認された場合は、他方が後から申請してきても承認が取消されることはない。
- ・ gTLD の申請に政府もしくは公的機関の支持文書が伴っていない場合、有効な IDN ccTLD の申請が承認される。
- ・ gTLD の申請および IDN ccTLD の申請がともに政府もしくは公的機関の支持文書を伴っている場合、例えば政府が調整するなどして両者間の争いが合意をもって解決されるまで保留される。

◇ 初期評価の結果を ICANN が公開

- ・ 初期評価に合格しなかった場合（ICANN より申請者に連絡がある）
下記の場合には、申請者が不合格通知受領後 15 営業日以内に要求すれば、1 回のみ拡張評価（Extended Evaluation）を受けることができる
 - 技術面および運用面の能力の証明に合格できなかった場合（追加費用不要）
 - 財政能力の証明に合格できなかった場合（追加費用不要）

- DNS の安定性に関する文字列のレビュー（追加費用不要）
- DNS の安定性に関するレジストリサービス案（申請者は、Registry Service Review Fee（約 USD 50,000 もしくはそれ以上）を支払う必要がある）
- ・ 初期評価に合格しなかった場合、申請の撤回も可能。拡張評価を通過できなければ、先のプロセスには進めない。

➤ 紛争解決期間（Dispute Resolution Phase）

下記の 4 つの理由による申立が起こりうる。

- 1.文字列の混同による申立（String Confusion Objection）
- 2.法的権利に基づく申立（Legal Rights Objection）
- 3.公序良俗に関する申立（Morality and Public Order Objection）
- 4.コミュニティからの申立（Community Objection）
（Open gTLD にもコミュニティからの申立が行われることもある）

◇ 1.文字列の混同による申立（String Confusion Objection）

申立理由	申請文字列が既存の gTLD もしくは他に申請されている gTLD 文字列に誤認混同を引きおこすほど類似している
申立者	既存の TLD 運用者もしくは他の新 gTLD 申請者が申立できる
紛争処理機関（DRSP）	International Centre for Dispute Resolution
パネル	パネリスト 1 名
料金	固定料金となる予想

◇ 2.法的権利に基づく申立（Legal Rights Objection）

申立理由	申請文字列が申立者の既存の法的権利（登録商標および未登録商標）を侵害する
申立者	権利者が申立できる
紛争処理機関（DRSP）	The Arbitration and Mediation Center of the World Intellectual Property Organization
パネル	パネリスト 1 名
料金	固定料金となる予想

◇ 3.公序良俗に関する申立 (Morality and Public Order Objection)

申立理由	申請文字列が国際的な法の原則に基づく公序良俗に反している
申立者	未定 (公序良俗に関する申立を行える当事者適格の要件を引き続き策定中)
紛争処理機関 (DRSP)	International Center of Expertise of the International Chamber of Commerce
パネル	パネリスト 3 名
料金	時間給の課金となる予想 (見積りで請求、追加課金もあり得る)

◇ 4.コミュニティからの申立 (Community Objection)

申立理由	申請文字列が対象としているコミュニティの大部分から申請文字列に対して反対がある
申立者	既存の団体(Established Institution)が申立できる
紛争処理機関 (DRSP)	申立する団体は、世界的認知度、存続期間、組織が存在することの証明等を提出しなければならない
パネル	International Center of Expertise of the International Chamber of Commerce
料金	パネリスト 1 名

- ・ インターネットユーザである個人で、豊富な経験を積みインターネットコミュニティを尊重しており、いずれの gTLD 申請者とも無関係であれば、公共の利益を目的とした場合のみ申立を行うことができる。ただし、公共の利益を目的とした場合のみであることを考慮し、公序良俗に関する申立およびコミュニティからの申立のみ行えることとする。ICANN スタッフや ICANN 理事メンバーは、個人の申立者に指示や命令をする権限はなく、また申立をすることもできない。
- ・ 申立を受けた申請者は、下記の方法を選択できる
 - 答弁し手続きに参加する
 - 申請を取り下げる (⇒申立が認められる)
 - 答弁しない (⇒申立が認められる)
- ・ 申立書・答弁書は英語で記述する。紛争処理手続きは原則英語で進められるが、紛争処理機関の定めによっては他の言語で行われることもある。
- ・ 友好的解決のために、紛争処理機関の調停役となる専門家を通じて申請者と申立者が和解し、申立や申請を取り下げることもできる。

- ・ パネルによる裁定は、専門家の判断として ICANN の最終判断の際に考慮される。
- ・ 申立・答弁費用 (Dispute Resolution Filing Fee) は、約 USD 1,000～USD 5,000 (もしくはそれ以上) となることが想定されるが、あくまで ICANN の試算であり、DRSP の定めにより異なる。
- ・ 手続きに要する費用となる裁定費用 (Dispute Resolution Adjudication Fee) は、両者が前払いする。勝った方は返金され、負けたほうがコストを負担する。複数の申立が併合されて 2 つ以上の組織が関係するようになった場合の前払い費用や返金額は、紛争処理機関の定めによる。
 - 固定料金の場合 (ICANN の試算)
 - 1 件につき、USD 2,000～USD 8,000 (もしくはそれ以上)
 - 時間給の課金となる場合 (ICANN の試算)
 - 1 人パネルだと、USD 32,000～USD 56,000 (もしくはそれ以上)
 - 3 人パネルだと、USD 70,000～USD 122,000 (もしくはそれ以上)
- ・ 複数の申立に関わった場合、すべてにおいて勝てなければ次のステップに進めない。

➤ 文字列の競合の解決 (String Contention Resolution)

- ◇ 同一もしくは類似の文字列の申請が 2 つ以上ある場合を「文字列の競合 (String Contention)」という。
- ◇ 同一もしくは類似の文字列の申請をまとめて「contention set」という。contention set に自身の申請が含まれる場合、初期評価期間の間に申請者に知らせられる。
- ◇ 文字列の競合の解決は、評価や紛争解決が全て済んでから行われる。
- ◇ ICANN が申請内容を公開して以降、いずれの段階においても競合関係にある申請者間で和解できるが、申請内容を変更したりジョイントベンチャーを作ったりして解決してはならない。
- ◇ Community-based の申請の場合は、解決のための手続きとして比較評価のみを行うことができる。
 - ・ contention set にある Community-based の申請者は、比較評価費用をデポジットとして前払いしなければならない。なお、比較評価で勝者となった場合および 14 点以上のスコアを獲得した場合は、前払いした費用は返金される。
 - ・ 4 項目についてレビューし採点する (1 項目 4 点で 16 点満点)。
 - 14 点以上の申請者が合格
 - 14 点以上で合格した申請者が複数ある場合、ガイドブックドラフト

第 2 版 4.2.2 項の手続きで競合を解決する。

- ・ 申請文字列が直接的に競合していない (=indirect contention、同一もしくは類似ではない) 場合、次のステージに進める。

- ・ 申請文字列が直接的に競合しており (=direct contention、同一もしくは類似)、申請文字列が同じコミュニティを対象としている場合、そのコミュニティの大半を代表していると明らかに証明できる申請の方に優先権が与えられる。そのような証明ができる申請がなければ、オークションに進むことになる。

- ・ 申請文字列が直接的に競合しており (=direct contention、同一もしくは類似)、申請文字列が別のコミュニティを対象としている場合、オークションで解決する。

- ・ **Community-based** の申請で比較評価に合格しない場合、**contention set** にあるすべての申請 (**Open gTLD** および **Community-based** の申請両方とも) はオークションに進む。

◇ **Open** の申請の場合、および比較評価で決まらない **Community-based** の申請の場合

- ・ 競合者間で和解する。
- ・ ラストリゾートとしてオークションを行う。なお、オークションの収入は、ICANN の予算とは分けて、コミュニティ用の資金として取っておく。
- ・ 文字列の競合において勝者となった申請者が、決定から 90 日以内に契約を履行しなければ、ICANN の判断により、次点の申請者が契約できる場合がある。

➤ 契約に向けた調整 (**Contract Negotiation**) ~ ルートに TLD を追加 (**TLD Added to Root Zone**)

◇ 契約に向けた調整段階に入ると、下記の 2 点を新 gTLD の委任前に行う必要がある。

- ・ ICANN とのレジストリ契約履行
- ・ 委任前の技術的チェック

◇ レジストリ契約が定める期間内に技術的要件が満たされなければ、ICANN はレジストリ契約を終了することもできる。

◇ レジストリとなった場合、ICANN に支払う手数料 (**Registry-Level Fee**) は四半期で少なくとも USD 6,250 (年間で USD 25,000)。

- ICANN メキシコシティ会議での議論（2009年3月）

カイロ会議と同様に、メキシコシティ会議においても、前述のガイドブックドラフト第2版の内容や新gTLDの導入について多くの議論が行われた。

”New gTLD 2nd Applicant Guidebook Q&A”というセッションでは、新gTLDの導入に関する背景と、ガイドブックドラフト第2版における変更点の概要が説明され、質疑応答の時間が設けられた。質疑応答においては、今後の作業においてガイドブックの構造を大きく変え得るような内容は特段含まれていなかったと言える。今後のスケジュールについて質問があった際には、ガイドブック最終版を2009年10月に公開し、4ヶ月の公示期間を設定するために公示期間の開始を2009年8月とすれば、申請受け付けを2009年12月に開始できると計画されていたことがICANNスタッフより説明された。しかしながら、商標保護などの今後対応すべき問題も出てきたため、それらが2009年6月に解決していれば計画通りに進めることも可能だが、7月や8月になってしまうと申請受け付け開始は2010年2月になるだろうということが付け加えられている。

パブリックフォーラムでは、かなりの時間を割いて新gTLDの導入に関する質問やコメントが受け付けられた。前回のカイロ会議にて寄せられたコメントと同様に、メキシコシティ会議においても、スケジュール、申請料金、新gTLDとIDN ccTLDとの関係については引き続き複数のコメントが寄せられた。また、ICANNが今後検討や協議を行っていくこととした商標保護、消費者保護の問題への対応や経済調査の実施についても、是非とも進めていくべきであるというコメントが寄せられた。以下に、コメントの一部を記す。

- 次にガイドブックドラフト第3版を出すということだが、申請に向けて準備を整えている者からすると、これ以上新gTLDの導入を遅らせないでほしい。
- かなり複雑な手続きになっており、時間がかかる原因にもなっていると考えられるので、もっと簡素化すべきだ。
- 申請料金をUSD 185,000に設定したままだと、営利目的で多数の登録者を見込める申請者のみが申請できて、小さなコミュニティのためにTLDを申請することは難しくなる。地域コミュニティのために、別の料金を設定するという考え方もあるのではないか。
- 新gTLD導入のためのコストを計算し、費用回収できるような料金設定にしたということだが、どうしてそこまでコストがかかると計算されてしまうのか理解できない。
- 中国語、日本語、ハングルでは、1文字や2文字でも意味を成す単語となることもある。IDN TLDにASCII TLDと同様の規則をあてはめて、新gTLDは3文字以

上でなければならないとする制限は不適當である。

- 商標保護や消費者保護の問題に対応してから、新gTLD導入を進めるべきである。
- **Open** と **Community-based** が対義語として使われているのは誤解を招くと思う。また、**Community-based** の申請で、比較評価で決まらなかった場合に **Open** の申請とあわせて評価を行うという方法の在り方も再考すべきだ。

最終日のICANN理事会会議では、新gTLDの導入に関する決議が行われた。ICANNスタッフがガイドブックドラフト版に寄せられたコメントを検討した結果、商標保護を含む実装課題についてコミュニティから更に意見を寄せてもらい分析を行う必要があるとの判断を下したため、ICANN理事会会議は、商標、消費者保護等の専門性を有する国際的に多様なメンバーから成る実装勧告チーム（IRT）を結成し、新gTLD導入に関連する商標保護の問題についての解決策を提案するようGNSOの知的財産部会に対して要請することを決議したのである²⁸。新gTLD応募者用ガイドブックの最初の意見募集期間に解決策を提出した者はIRTを構成するメンバーとなり、意見募集の際に寄せた解決策を手始めに検討を始めるようにということも伝えている。また、ICANN理事会は、2009年4月24日までに意見募集用の報告書ドラフトを提出し、2009年6月のシドニー会議で検討できるように2009年5月24日までには最終報告書を提出するよう、IRTに要請した。

パリ会議においてPDPが終息し、ポリシー実装フェーズに入ったのも束の間、上記の理事会決議により、部分的ではありながらも再びポリシー策定議論が行われることとなった。商標保護の問題を含め、今後検討や協議が行われる問題の解決具合によっては、ガイドブック最終版の公開や申請受け付け開始の時期が更に繰り下がっていく可能性も大きくあり、今後の動向が注視される。

²⁸ Adopted Board Resolutions | Mexico 6 March 2009
7. Protection for Trademarks in New gTLDs
<http://www.icann.org/en/minutes/resolutions-06mar09.htm#07>

1-3 ccTLDに関する国際的な議論

ccTLDに関連した国際的な議論は、ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）において行われることが多い。ここでは、ccTLDに関して主に2008年にICANNで議論された話題として、ccTLDレジストリのICANNおよびccNSOへの参加拡大、IANAのサービスの改善、IDN ccTLDの早期導入について説明する。

1. ccTLDレジストリのICANNおよびccNSOへの参加拡大

ccTLDは、ISO3166-1リストにしたがって国や地域に付与されているものであり、そのレジストリは、インターネットの発展の中で、相互信頼をベースに決められてきた。このため、ccTLDレジストリは、ICANNとの間で契約などの正式な関係がないまま運営しているところも多い。しかし、関係正式化がインターネット全体の安定性を高めることにつながるという認識から、正式な関係を結ぶccTLDレジストリが増加しており、2009年3月10日現在で248あるccTLD中、65のccTLDレジストリが、ICANNとの間で契約など何らかの正式関係を持つ。

また、ccTLDがグローバルなインターネットの中でどのようなポリシーを持つべきかを議論し、ICANN理事会に提案することを一つの役割とするccNSOにも、まだccTLDレジストリの参加が少ない状況である。これについては、ccTLDレジストリがccNSOに参加することの意義やインターネット上の責任をコミュニティに知らしめるための活動をする作業部会がccNSOの中に作られ、教育活動を実施してきた。この活動が功を奏し、インターネット全体のポリシー策定に参加すべきであるという認識が徐々に広がってきており、2009年3月10日現在でccNSOのメンバーであるccTLDは、248中90となった。

2. IANAのサービスの改善

ccTLDにとって、IANAの業務の迅速化はかねてから大きな課題であった。たとえば、あるccTLDがルートゾーンファイルに登録されたそのTLDのネームサーバ情報の書き換えをIANAに申請したとき、その書き換えが実際にルートゾーンに反映されるまでには、「申請者の本人性の確認」「申請者の正統性の確認」「申請者の意図の確認」「ネームサーバに関する技術的な確認」「米国政府（商務省）の承認」などの多くのステップがあり、早い場合でも申請から1週間、遅い場合は数ヶ月かかっていた。各ccTLDが管理するTLDのネームサーバの追加や変更を行う際に大きな時間を要することになり、結果としてccTLDの安定運用に支障をきたす原因のひとつになることがあった。

この申請処理は電子メールを用いたやり取りを通じて行われる業務であり、IANA 内で多くの人手がかかるものであるが、効率化の検討などの努力により、サービスの改善が図られた。現在、IANA 業務は、以前と比べると IANA への申請がルートゾーンに反映されるスピードが飛躍的に上がるなど、サービスレベルの改善が大きな成果をあげてきている。

また、.pl(ポーランド)のレジストリである NASK などを中心となって開発・提案した IANA とのやり取りを自動化するインターフェースについて、現在 IANA が最終試験中である。このシステムが導入されることにより、申請処理の更なる効率化、プロセスの明確化、利便性の向上が期待される。この一連の動きは、ccTLD コミュニティと ICANN が協力してインターネット全体をより良くしていく努力の一例ととらえられている。

今後は、DNSSEC や IDN が普及する際に、IANA への情報登録や IANA での情報管理、取り出しが重要となるため、それらの検討も、ccNSO をはじめ多様なステークホルダが参加して進められていく予定である。

3. IDN ccTLD の早期導入

IDN ccTLD の早期導入は、ここ 1 年、ICANN において最も注目された話題の一つであった。これを検討するため、ccTLD のみならず GAC、GNSO および ALAC などからもメンバーを集めた IDNC WG という作業部会が設立された。IDNC WG は 2008 年 6 月、ICANN 理事会に対して IDN ccTLD 導入方法の提案書を提出した。

2008 年 10 月以降、その提案書に基づき検討を進めた ICANN から実装計画や関連資料が次々と提案され、それに対する意見募集も行なわれている。

現状、技術についてあまり大きな課題は残っていないが、主に非技術的な課題が残存しており、引き続き検討が行われている。この課題を含む IDN ccTLD の検討状況については、第 2 部 3-6 で詳述する。

